



ひとり親世帯を支援するために 給付金を支給します。

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯の支援のため低所得の子育て世帯に対する『子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）』を支給します。



対象

次のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される
- ②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない
- ※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限ります。
（過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が公的年金等の受給により全額停止すると推測される人も対象）
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請方法および支給時期（上記「対象」の該当番号に対応しています）

- ①申請不要です。4月30日（金）に児童扶養手当の振込口座に振り込み済みです。
- ②③5月17日（月）～令和4年2月28日（月）の受付期間中に子育て応援課までお越しいただくか、ご連絡ください。該当する人には、直接窓口で手続きしていただきます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。支給時期は、申請日の翌月28日を予定しています。
- ※審査は愛知県が行うため、支給までに時間がかかります。ご承知おきください。



要件確認時必要書類（上記「対象」の該当番号に対応しています）

- ②令和元年中に支給された年金額がわかる書類（年金通知書、振込額のわかる通帳）、令和元年中の収入額がわかる書類（本人および同住所にお住いの親族分）
（ご持参いただいた年金額を含む収入が、児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかなどを確認します）
なお、申請者本人および同住所にお住いの親族全ての人の収入が、それぞれ児童扶養手当の支給制限限度額を下回ることが条件となります。
- ③令和2年2月以降の任意の1カ月の収入額がわかる書類（本人および同住所にお住いの親族分）
（年間見込収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当の支給制限限度額を下回るほど減少したかなどを確認します）

その他

低所得の子育て世帯に対する『子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）』の支給要件や申請方法などについては、厚生労働省から具体的な情報が公表されていません。詳しい内容がわかり次第、町ホームページでお知らせします。